

○岡山県警察通信指令技能検定実施要綱の制定について(通達)
(平成 22 年 7 月 1 日岡通指第 106 号/岡地第 268 号/岡教第 487 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡務第 287 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長

このたび、通信指令業務に関する技能の向上による初動警察活動の強化を図るため、別添のとおり岡山県警察通信指令技能検定実施要綱を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察通信指令技能検定実施要綱

第 1 目的

この要綱は、警察通信指令に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 9 号)第 6 条の規定により、通信指令技能検定(以下「技能検定」という。)の実施に関し必要な事項を定め、もって通信指令に関する技能及びこれに関する知識の向上による初動警察活動の強化を図ることを目的とする。

第 2 委員会の設置等

- 1 技能検定を実施するため、警察本部に岡山県警察通信指令技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 地域部長
 - (2) 委員 警務部教養課長、地域部地域課長、地域部通信指令課長及び委員長が指名する者
- 3 委員会の事務は、地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)において処理する。

第 3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- 1 技能検定の実施に関すること。
- 2 技能検定の合格者の決定に関すること。
- 3 その他技能検定に関する審議が必要と認められること。

第 4 技能検定の種別

技能検定の種別は、通信指令技能検定初級(以下「初級検定」という。)及び通信指令技能検定上級(以下「上級検定」という。)とする。

第 5 技能検定の実施

- 1 委員会は、各級の技能検定を毎年1回以上実施するほか、警察学校における通信指令に関する専科教養において実施するものとする。
- 2 委員会は、各級の技能検定の実施を決定したときは、あらかじめ、実施日、実施要領その他必要な事項を所属長に通知するものとする。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に技能検定の実施を補助させることができる。

第6 技能検定の方法

技能検定は、学科試験及び実技試験により行うものとし、各級別の知識及び技能に関する基準、技能検定の項目及び合格基準は、別表のとおりとする。

第7 受検資格

各級の技能検定の受検資格は、次のとおりとする。

1 初級検定

警部補以下の階級にある警察官のうち、岡山県警察教養規程(平成15年岡山県警察訓令第7号)の規定による採用時教養の課程を修了し、1年以上の実務経験を有するもの

2 上級検定

次のいずれかに該当する者

- (1) 初級検定に合格した日から起算して1年以上を経過した者
- (2) 現に通信指令課において通信指令業務に従事している者

第8 受検手続

所属長は、所属の警察官に技能検定を受検させようとするときは、*通信指令技能検定受検申請書(様式第1号)により、委員長に申請するものとする。

第9 技能検定の実施結果報告

委員長は、技能検定を実施したときは、*通信指令技能検定実施結果報告書(様式第2号)により、その結果を岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するとともに、合格者を*通信指令技能検定合格者台帳(様式第3号)に登載するものとする。

第10 技能検定の特例

- 1 所属長は、各級の技能検定合格基準と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者がいるときは、*通信指令技能検定受検免除申請書(様式第4号)により、当該級位に係る技能検定の全部又は一部の免除を委員長に申請することができる。
- 2 委員長は、所属長からの申請に係る者が各級の技能検定合格基準と同等以上の知識及び技能を有すると認めたときは、当該級位に係る技能検定の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、その免除の理由を本部長に報告するものとする。

第11 合格証書

本部長は、技能検定に合格した者に対し、*通信指令技能検定合格証書(様式第5号)を授与するものとする。

第 12 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
通信指令技能検定受検申請書	通信指令課	3 年
通信指令技能検定実施結果報告書	通信指令課	3 年
通信指令技能検定合格者台帳	通信指令課	長期
通信指令技能検定受検免除申請書	通信指令課	3 年

別表

種別	知識及び技能に関する基準	技能検定の項目	合格基準
初級	署指令室において複数の移動局を統制し、各種現場情報を収集・集約するとともに、適時本部報告を行う能力を有し、想定した事案に対する迅速かつ的確な受理及び指令を行う技能を有する者であること。	1 学科試験の項目 (1) 警察無線通信に関する事項 (2) 通信指令業務に関する事項 (3) 初動警察刷新強化に関する事項 (4) 事件事故の擬律判断に関する事項 (5) 通信指令システム及び PIT システムに関する事項	学科、実技試験の各検定科目において 100 点を満点として採点し、それぞれの得点が 70 点以上に達していること。
上級	1 地域部通信指令課において複数の移動局及び署指令室を統制し、各種手配の要否に係る情報を収集・集約して指令する知識を有し、想定した事案に対する迅速かつ的確な受理及び指令を行う技能を有する者であること。 2 通信指令業務の指導員として必要な知識及び技能を有する者であること。	2 実技試験の項目 (1) 警察無線通信に関する必要な能力 ア 試験電波の発射要領 イ 呼び出し・応答による通話 ウ 至急通話の要領 エ 和文通話表に基づく通話 オ 緊急発信要領 (2) 緊急事案に関する通報を的確に受理する能力 ア 事件性及び緊急性の判断	学科、実技試験の各検定科目において 100 点を満点として採点し、それぞれの得点が 80 点以上に達していること。

	<p>イ 発生場所の早期特定</p> <p>ウ 犯人に関する情報</p> <p>エ 通報者及び被害者に関する情報</p> <p>オ 負傷の有無等に関する情報</p> <p>(3) 緊急事案に対する初動警察活動を迅速かつ的確に指令する能力</p> <p>ア 現場急行の指令</p> <p>イ 現場急行時の事故防止指令</p> <p>ウ 緊急配備等の要領</p> <p>エ 現場臨場者に対する具体的任務付与(現場連絡員及び連絡責任者の確認及び指定)</p> <p>オ 被疑者に関する手配</p> <p>カ 受傷事故防止に必要な指令</p> <p>(4) 通信指令システム等の迅速的な操作要領</p>	
--	---	--